

議会報告会、行政視察、市議会災害対応に関する調査【神奈川県内】

参考資料 2

項 目		小田原市	横浜市	川崎市	相模原市	藤沢市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市
議会報告会について	(1)実施の規定の有無	有	無	無	無	有	有	無	有	有
	【有の場合のみ記入】 実施に関する規定はどのようになっていますか	「小田原市議会基本条例」の第7条で「市民に対する議会報告会を必要に応じて開催すること」と規定				「藤沢市議会基本条例」第9条で「議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表し、議会に対する市民の意思の把握及び意見を交換する場として議会報告会等を開催するものとする。」と規定	議会基本条例において、「市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提言の機会の拡大を図る」とされており、これに基づき広報広聴会議運営要綱を定めている。		「茅ヶ崎市議会基本条例」の第8条で規定	「厚木市議会基本条例」第12条第1項で「議会は、市民に対し議案等の審議及び審査の内容を報告するとともに、市民と自由に意見を交換する場として、議会報告を行うものとする。」と規定。
	(2)令和6年度実績 (ない場合、直近の年度の実績)	平成27年度		無		有	令和6年度	無	有(意見交換会の開催)	有
	【有の場合のみ記入】 回数及び述べ参加人数	2回、122人				1回、30人	1回 30人		2回、44人	6回、97人
	【有の場合のみ記入】 参加対象者の限定はありますか。 有の場合、 参加対象者を記入ください (例:該当テーマの関係団体)	無				有 午前の部:学生の方(中学生以上) 午後の部:一般の方	無		中学生以上	有(個人対象の報告会は市民であること。団体対象は議会が相手方を指定)
	【有の場合のみ記入】 現在抱えている課題があればお教えください					・参加者の募集について周知を行うものの、毎年参加者を確保するのに苦戦している。 ・議会報告会の方向性について現在は、関東学院大学の牧瀬教授のファシリテーターのもと実施しているが、今後は牧瀬教授に任せきりでなく、議員自らがファシリテーターとなり、実施する手法も検討している。			参加者数の伸び悩み	①報告と意見交換の時間配分 ②テーマに沿わない発言(個人対象の場合) ③議員の出席率(議会報告会は公務と位置付けており、全議員が出席することとしている)
	(3)その他補足事項 ※補足事項があれば記入ください。	令和3年度以降、毎年小学生を対象に議員が対応する議場見学会を実施。(※本市では議場見学会に、議会の説明や報告の側面があることを踏まえ、議会報告会の一つの形として議場見学会を開催しています)		議会報告会ではないが、小学4～6年生を対象とする「夏休みこども議場見学会」を平成24年度から開催している。			令和4年10月に、報告を主とする場から、広聴を中心とした場にするため、議会報告会及び懇談会を1本化し、会の名称を「広報広聴会」と変更した。		令和3年度以降、市議会Youtubeチャンネルによる動画配信を開始。動画にて、常任委員会、特別委員会の議会報告を行っている。 また、意見交換会としてワールドカフェ方式のアロハトークを開催している。	令和7年度は団体のみを対象に実施する予定
行政視察について	(1)実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	【有の場合のみ記入】 視察単位(委員会、会派等)	常任委員会(総務・厚生文教・建設経済・議会広報広聴)議会運営委員会	常任委員会・特別委員会・市会運営委員会 ※予算の範囲内で各委員会の判断により実施	①常任委員会(総務・文教・健康福祉・まちづくり・環境)及び議会運営委員会 ②委員視察(上記①の各委員が委員会単位ではなく、複数の委員単位により視察) ③政務活動に係る視察の場合は、視察単位は会派又は議員	常任委員会(総務、民生、市民環境経済、建設、こども文教)特別委員会(子どもと高齢者などの支援に関する、基地対策、大都市制度に関する、新たなまちづくりに関する、防災・減災の推進に関する)議会運営委員会	常任委員会(建設経済・厚生環境・子ども文教・総務)、議会運営委員会、議会改革推進会議	常任委員会(総務、民生、都市整備、環境教育)、一部の会派、議会運営委員会、特別委員会等	常任委員会(総務経済、環境厚生、教育民生、都市建設)議会運営委員会	常任委員会(総務・都市経済・文化教育・環境厚生)議会運営委員会	予算決算を除く常任委員会、議会運営委員会、広報広聴特別委員会、中心市街地活性化特別委員会
	【有の場合のみ記入】 日数及び予算(令和7年度)	2泊3日／140,000円(1人) ※ただし議会運営委員会及び議会広報広聴常任委員会は1泊2日／60,000円(1人)		日数:上記①、②及び③とも、日数規定はないが1泊2日が慣例化している 予算:上記①②合計で170,000円/1人(ただし①は150,000円以内、②は170,000円から①に要した費用を差し引いた額の範囲内) 上記③政務活動に係る視察の場合は、政務活動費から支出可能とし、交通費について実費弁償とする。宿泊費についても実費弁償とするが、1泊朝食付きを基本とし、14,300円を上限とする。	1泊2日／60,000円(1人)	<u>常任委員会(2泊3日)</u> 議員:93,100円／人 事務局:91,100円／人 <u>議会運営委員会・議会改革推進会議(1泊2日)</u> 議員:55,400円／人 事務局:54,666円／人	2泊3日／100,000円(1人) ※ただし議会運営委員会及び特別委員会等は1泊2日／80,000円(1人)	1泊2日／70,000円(1人)	77,000円(1人) ※金額内であれば日数に定めはありません。	1泊2日／52,000円(1人)
	(2)どのように報告を行っていますか	視察終了後直後に開かれる定例会の最終日に資料配付により報告	視察終了後に行政視察概要を作成し、議長に報告及びHP公開	上記①視察終了後、14日以内に、委員長が議長あて報告書を提出。 上記②視察終了後、14日以内に、委員がその所属する委員会の委員長を通じて、報告書を議長あて提出。 上記③政務活動に係る視察の場合は、当該年度分の政務活動費収支報告書において、視察に係る領収書及び視察報告書等を添付する。	委員長あてに視察報告書を提出する。	委員会ごとに視察報告書を作成し、HPに掲載	・視察終了直後の常任委員会で調査のふりかえりを行い、それをもとに委員長が本会議で報告を行う。 ・議員個人で作成した報告書をHPに掲載している。	各委員会で所管事務調査(視察報告)を議題として報告するとともに、全議員を対象とした視察報告会を、上半期下半期実施分に分けて開催する。また、視察報告書は、調査事項と所見をまとめたものとし、委員長に提出する。	視察終了後に委員から報告書を提出してもらっている。議長決裁後、ホームページで公表している。	視察終了後に開かれる全員協議会にて報告
	(3)オンライン視察の実施の有無	無	有	無	無	無	無	無	有	有
	(4)政策提言に直接結び付いた実績があればお教えください(例:「委員会から市へ要望書の提出」など)	無	特別委員会における国への要望書の提出等	無	無	無	無	無	政策提言のテーマを調査・研究するために行政視察を実施しているため、基本的には政策提言に結びつけている。最終的に各常任委員会から市へ政策提言書を提出している。	無

議会報告会、行政視察、市議会災害対応に関する

項 目		大和市	鎌倉市	秦野市	海老名市	座間市	伊勢原市	綾瀬市	逗子市	三浦市	南足柄市
議会報告会について	(1)実施の規定の有無	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有
	【有の場合のみ記入】 実施に関する規定はどのようになっていますか	—	「鎌倉市議会議会報告会実施要綱」の第2条で、「毎年、2月定例会閉会後おおむね2月を経過するまでの間に行うものを含む1回以上実施するもの」と規定。	「秦野市議会基本条例」の第3条で「議会報告会の開催又は広報を行うことにより、活動の内容を報告又は説明すること。」と規定	「海老名市議会基本条例」の第14条で「議会は、市民に対しての広報広聴の場として、議会報告会を原則として年1回以上行うものとする。」と規定	「座間市議会議会報告会実施要領」で、「議会報告会は年1回程度とし、必要と認める時期に開催するものとする」と規定			逗子市議会基本条例の第6条第3項で「議会は、市民に対する説明責任から、議会報告会を行わなければならない。」と規定	三浦市議会基本条例	「南足柄市議会基本条例」の第8条第2号で「議会は、議会報告会その他の市民との意見交換の場を設け、市民参加を促進するとともに、広聴活動の充実に努めるものとする」と規定
	(2)令和6年度実績 (ない場合、直近の年度の実績)	—	令和6年度	有	令和6年7月	令和元年	無	無	令和元年度	有	令和6年度
	【有の場合のみ記入】 回数及び述べ参加人数	—	2回、23人	3回(3常任委員会で1回ずつ開催)、32人	1回、24名	1回、10人			1回、19人	1回(3地区)、57人	2回、47人
	【有の場合のみ記入】 参加対象者の限定はありますか。 有の場合、参加対象者を記入ください (例:該当テーマの関係団体)	—	無	有(該当テーマの関係者・関係団体)	無	無			無	対象者を限定するかは年度毎に協議を行う。 令和6年度は区長会(自治会)に対象を限定した	無
	【有の場合のみ記入】 現在抱えている課題があればお教えてください	—	毎年、参加者が少ないことから、従来の開催方法の見直しを検討している。	①議員のファシリテーション能力に差がある ②参加者を政策提言の関係団体に限定している	令和7年度は6月に実施したが、参加人数が少なく、一部の議員からは実施の有無や方法について検討する必要があるとの声があがっている。			無	現在は、参加者を限定しない方向で検討を行っているが、どのように参加者を募るか、また地区毎の参加者数に偏りが生じないかが懸念されています。		
	(3)その他補足事項 ※補足事項があれば記入ください。	—		小学生を対象に、議員が対応する議場見学会を開催していますが、当市の議場見学会は職場体験的な意味合いが強く、議員から議会の報告を行う要素はないので、議会報告会とは切り離しているのが現状です。					無		
行政視察について	(1)実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	【有の場合のみ記入】 視察単位(委員会、会派等)	常任委員会(総務・厚生・子ども教育・環境経済) 議会運営委員会	常任委員会(総務・教育福祉・市民環境・建設)	①常任委員会(総務・文教福祉・環境都市) ②議会運営委員会	・常任委員会(総務・文教社会・経済建設) ・特別委員会 ※会派視察は政務活動費を使用	常任委員会(企画総務・民生教育・都市環境)、基地政策特別委員会、議会運営委員会、会派	常任委員会(総務・産業建設・教育福祉) 議会運営委員会	常任委員会(総務教育・市民福祉・経済建設) 特別委員会(基地政策) 議会運営委員会	常任委員会(総務・教育民生)	常任委員会(総務経済・都市民生) 議会運営委員会	常任委員会(総務福祉・都市教育) 議会運営委員会
	【有の場合のみ記入】 日数及び予算(令和7年度)	1泊2日／100,000円(交通費/1人、宿泊費は宿泊地で異なる) ※令和7年10月視察から1泊2日に変更。以前は2泊3日。	1泊2日/65,600円(1人)	①80,000円/人 ②50,000円/人 ※日数は①2泊3日、②1泊2日だが、予算上は明記していないため予算範囲内で日数の調整は可能	・常任委員会:2泊3日／84,000円(1人) ・特別委員会:1泊2日／71,000円(1人)	2泊3日／80,000円(1人) ※ただし議会運営委員会は1泊2日／60,000円(1人) ※会派視察は政務活動費から支出	1泊2日／53,500円(1人)	【常任委員会・特別委員会】 遠距離 90,000円(1人当たり) 近距離 50,000円(1人当たり) 【議会運営委員会】 遠距離 50,000円(1人当たり) 近距離 0円(1人当たり) ※隔年で遠距離・近距離方面に視察	2泊3日／120,000円(1人)	1泊2日／80,000円(1人)	1泊2日／60,000円(1人) ※ただし議会運営委員会は、年1回日帰りで実施
	(2)どのように報告を行っていますか	視察終了後、委員長が議長に報告	各委員の所感を含む視察報告書を作成し、ホームページで公開	・視察終了後に各委員より所感を提出してもらい、委員会報告書を作成 ・常任委員会は視察終了後の会議の場で各委員から振り返りを発言	常任委員会の視察は、視察終了後直後に開かれる定例会中の各常任委員会で報告	視察終了後に議長へ報告書を提出	視察終了後に開かれる全員協議会にて委員長より報告	視察終了後直後に開かれる議会全員協議会(定例全協)にて、実施した行政視察の委員長より報告	視察終了後に復命書を作成することにより報告とする	報告書を作成し議長に提出する	視察終了直後に開かれる定例会の最終日に資料配布により報告
	(3)オンライン視察の実施の有無	無(検討中)	無	有	無	有	無	無	無	無	無
	(4)政策提言に直接結び付いた実績があればお教えてください(例:「委員会から市へ要望書の提出」など)	無	無	委員会から市へ政策提言書の提出	無	無	無	無	無		議長から市長に政策提言を行う

項 目		小田原市	横浜市	川崎市	相模原市	藤沢市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	厚木市
市議会災害対応について	(1)議会の災害対策本部の設置規定の有無	有	有	有	有	無	有	無	有	無
	〔有の場合のみ記入〕 規定名称をお教えてください ※データをご提供いただけますと幸いです	小田原市議会災害対策対応規程	横浜市区災害対策会議設置要綱	川崎市議会災害対策会議設置要綱	相模原市災害対策会議設置要綱	藤沢市議会災害時対応指針	横須賀市議会災害対策会議運営要綱		茅ヶ崎市議会災害対応方針 茅ヶ崎市議会災害対策本部要綱	
	〔有の場合のみ記入〕 議会の災害対策本部をいつ設置しますか	市の災害対策本部が設置されたとき(震度5弱以上の地震など)	市災害対策本部が設置され、全職員に配備命令が発せられたとき。(震度5強以上の地震など)	・川崎市災害対策本部が設置される大規模災害が発生したとき。 ・その他災害が発生し、災害対策会議の設置を必要と認めるとき。	(1)市域で震度5弱以上の地震を観測したとき (2)東海地震注意情報が発表されたとき (3)風水害等により、市域に大規模な被害が発生又は発生のおそれがあるとき (4)市域に特別警報が発表されたとき (5)市域に氾濫警戒情報が発表されたとき (6)その他、議長が必要と認めるとき		市の災害対策本部が3号配備の配備指令を発したとき(震度6強以上)		市の災害対策本部が設置されたとき(震度5弱以上の地震など)	
	〔有の場合のみ記入〕 議会の災害対策本部の構成員は誰ですか	正副議長、議会運営委員会正副委員長	議長、副議長、各会派代表者、運営委員会正副委員長及び運営委員会理事	議長、副議長、議会運営委員会正副委員長及び各会派代表者	正副議長、各派代表者		正副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者		【本部役員会議を実施する場合】正副議長、議会運営委員会正副委員長、会派の代表者 ※本部員は全議員	
	〔有の場合のみ記入〕 議会の災害対策本部の会議をオンライン会議で実施することができると規定していますか	無	無	無	有(BCP適用時のみ)		無		有	
	(2)議員行動マニュアルまたは議会BCP作成の有無	無	有	有	有	無	有	無	無	有
	〔有の場合のみ記入〕 議員行動マニュアルまたは議会BCPの名称をお教えてください ※データをご提供いただけますと幸いです		横浜市区BCP(業務継続計画)	川崎市議会大規模災害対応指針	相模原市議会BCP(業務継続計画)		横須賀市議会災害時BCP(業務継続計画)			厚木市議会大規模災害対応マニュアル
	(3)防災服 議員全員に公費で何を貸与(購入)していますか	上衣、ズボン、ベルト、ヘルメット、アポロキャップ	防災服(上衣、ズボン、帽子、ベルト)、防災革靴、ヘルメット	上衣、ズボン、ベルト、アポロキャップ、防寒衣、安全靴	上衣、ズボン、ベルト、ヘルメット、アポロキャップ	上衣、ズボン、ベルト、ヘルメット	ヘルメット、アポロキャップ、上衣、ズボン、ベルト、編み上げ靴、雨衣	防災服(上着、ズボン)、腕章、半長靴、ヘルメット及びアポロキャップを災害対策課から貸与	上衣、ズボン、靴、ヘルメット	ヘルメット、アポロキャップ、ワークジャケット

項 目		大和市	鎌倉市	秦野市	海老名市	座間市	伊勢原市	綾瀬市	逗子市	三浦市	南足柄市
市議会災害対応について	(1) 議会の災害対策本部の設置規定の有無	無	有	有	有	無	無	無	無	有	有
	〔有の場合のみ記入〕 規定名称をお教えてください ※データをご提供いただけますと幸いです		鎌倉市議会業務継続計画(議会BCP)	秦野市議会災害等対策設置要綱	海老名市議会災害対策会議設置要綱					三浦市議会災害等対策本部設置要綱	南足柄市議会災害対策規程
	〔有の場合のみ記入〕 議会の災害対策本部をいつ設置しますか		市の災害対策本部が設置されたとき(震度5弱以上の地震など)	市の災害対策本部が設置されたとき	次のいずれかに該当するとき ①市内で震度5弱以上の地震が発生したとき ②市内に気象特別警戒(暴風・暴風雪・大雨)が発表されたとき ③大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ拡大するおそれがあるとき(②の場合を除く) ④市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき ⑤その他議長が必要と認めるとき					市の災害対策本部が設置されたとき、その他議長が必要と認めるとき	市の災害対策本部が設置されたとき
	〔有の場合のみ記入〕 議会の災害対策本部の構成員は誰ですか		議長、副議長、総務常任委員会委員長、市民環境常任委員長、各派代表者 ※議会運営に関わる内容を協議する場合は、議長の招集により、議会運営委員会委員長及び副委員長が出席する。	正副議長、会派代表者、議会運営委員会委員長	議長、副議長、各派代表者 (議長が必要と認める場合はその他の議員の参加を求めることができる)					議長、副議長、会派の代表者及び議会運営委員会委員長をもって組織する。無所属議員がいる場合は、1人がオブザーバーとして出席する。	全議員
	〔有の場合のみ記入〕 議会の災害対策本部の会議をオンライン会議で実施することができると規定していますか		有	無	無					無	有
	(2) 議員行動マニュアルまたは議会BCP作成の有無	有	有	有	無	有	有	有	有	無	有
	〔有の場合のみ記入〕 議員行動マニュアルまたは議会BCPの名称をお教えてください ※データをご提供いただけますと幸いです	大和市議会災害対応指針	鎌倉市議会業務継続計画(議会BCP)	秦野市議会災害時行動マニュアル		座間市議会災害時等初動指針	伊勢原市議会地震災害時対応指針	綾瀬市議会災害対応指針	逗子市議会災害時BCP(業務継続計画)		・災害時議員行動マニュアル ・南足柄市議会業務継続計画
	(3) 防災服 議員全員に公費で何を貸与(購入)していますか	ブルゾン、ズボン、半袖シャツ、防寒コート、雨合羽、長靴	上衣、ズボン、ヘルメット、アポロキャップ	上衣、ズボン、ベルト、ヘルメット、靴	作業着(上下)、防寒着、ヘルメット、長靴、アポロキャップ	上衣、ヘルメット、長靴	ヘルメット	ヘルメット	防災服上下、アポロキャップ、安全靴	上衣、ズボン、ベルト、ヘルメット、アポロキャップ、編上靴	ヘルメット、作業着上下